

訪問看護利用契約書
(介護保険)

社会福祉法人 興寿会
興寿苑 訪問看護ステーション

_____様（以下「契約者」といいます）と、指定訪問看護事業者である興寿苑 訪問看護ステーション（以下「事業者」といいます）とは、訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。
- 2 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたっては、契約者の要介護状態区分及び契約者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

- 第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、契約者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに契約者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

（訪問看護計画の作成・変更）

- 第3条 事業者は、主治医の指示、契約者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。
- 2 訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。
- (1) 契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
 - (2) 契約者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
- 5 前項の変更の際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに契約者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

- 6 事業者は、訪問看護計画を作成し又は変更した際には、これを契約者及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。
- 7 訪問看護サービスの内容を変更した場合、契約者と事業者とは、契約者が変更後に利用する訪問看護サービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(主治医との関係)

- 第4条 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
- 2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

(担当の訪問看護員)

- 第5条 事業者は、契約者のため、担当の訪問看護員を定め、契約者に対して訪問看護サービスを提供します。
- 2 事業者は、担当の訪問看護員を選任し、又は変更する場合には、契約者の状況とその意向に配慮して行います。
 - 3 契約者は、事業者に対し、いつでも担当の訪問看護員の変更を申し出ることができます。
 - 4 事業者は、前項の申出があった場合、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、契約者の希望に添うように担当の訪問看護員を変更します。

(訪問看護サービスの内容及びその提供)

- 第6条 事業者は、担当の訪問看護員を派遣し、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の訪問看護サービスを提供します。
- 2 事業者は、契約者に対して訪問看護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、契約者が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、契約者の確認を受けることとします。
 - 3 事業者は、契約者の訪問看護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
 - 4 契約者及び家族等（家族がいない場合は後見人）は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第7条 事業者は、契約者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、契約者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(協力義務)

第8条 契約者は、事業者が契約者のため訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

(苦情対応)

第9条 契約者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、契約者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

(緊急時の対応)

第10条 事業者は、訪問看護サービスの提供を行っているときに契約者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応を講じます。

(サービス利用料金の支払い)

第11条 事業者が提供する訪問看護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 事業者から提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受ける場合、契約者は事業者に対し、原則として利用料の1割を支払います。但し、介護保険法令に基づいて契約者が保険給付を償還払い（一旦契約者が事業者に対し全額を支払い、その後契約者は市町村から9割分の払い戻しを受ける支払い方法）の方法で受ける場合には、事業者に対し利用料の全額を支払います。

3 事業者は、提供する訪問看護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、契約者の同意を得ます。

4 事業者は、事業者の通常の事業の実施地域以外にある契約者の居宅を訪問して訪問看護サービスを行う場合には、前二項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを甲に請求することができます。

5 事業者は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ契約者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、契約者の同意を得なければなりません。

- 6 事業者は、契約者が正当な理由もなく訪問看護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、契約書別紙サービス内容説明書に記載したキャンセル料の支払いを求められます。
- 7 事業者は、訪問看護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに契約者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 8 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書及び契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用者負担金及びその滞納)

- 第12条 サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
- 2 契約者が正当な理由なく利用者負担額を2カ月以上滞納した場合は、事業者は、30日以上期間を定めて、期間満了までに利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
 - 3 前項の催告をしたときは、事業者は、契約者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、契約者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
 - 4 事業者は、前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書または口頭により解除することができます。
 - 5 事業者は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護サービスの提供を拒むことはありません。

(秘密保持)

- 第13条 事業者は、サービス提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する秘密・個人情報を契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する身体等の情報を提供できるものとします。
 - 3 前2項にかかわらず、契約者に係わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者または契約者の家族等の個人情報を用いることができることとします。

(契約者の解除権)

- 第14条 契約者は、事業者に対しいつでもこの契約の解除を申し出ることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(事業者の解除権)

- 第15条 事業者は、契約者が法令違反又はサービス提供を阻害する著しい不徳行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、契約の継続が困難となった場合は、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- 2 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書または口頭によりこの契約を解除することができます。この場合事業者は、契約者の主治医等と協議し、契約者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

(契約の終了)

- 第16条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
- 2 契約者が要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
- 3 第13条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
- 4 第14条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
- 5 次の理由で契約者にサービスを提供できなくなった時
- (1) 契約者が医療機関または介護保険施設等に入院又は入所等した場合
 - (2) 契約者が死亡した場合

(損害賠償)

- 第17条 事業者は、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により契約者又はその家族等の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき契約者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

- 第18条 契約者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 契約者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

- 第19条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、横浜地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、契約者及び家族等と事業者の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、契約者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

【ご利用者（ご契約者）】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【上記代理人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印（総柄 _____）

【事業者】

住 所 神奈川県横須賀市池上 6丁目5番21号

事業者名 社会福祉法人 興寿会
興寿苑 訪問看護ステーション

代表者名 理事長 坪内 正 印

訪問看護サービス同意書

興寿苑 訪問看護ステーション

興寿苑 訪問看護ステーションは、計画的に常時対応する体制を整えています。ご利用者様またはそのご家族等からの電話等により、緊急の看護に関する意見を求められた場合や緊急訪問を行う場合には、緊急訪問看護加算を算定することについての説明を受け、内容を確認いたしましたので、訪問看護サービスの緊急訪問看護加算を算定することに同意いたします。

令和 年 月 日

説明者 興寿苑 訪問看護ステーション 担当

同意者 (ご利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(ご利用者家族) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(本人との関係)

この同意を証するため本書を2通作成し、同意者と説明者(事業者)が1通ずつ保有するものとします

事業者

住 所 神奈川県横須賀市
池上6丁目5番21号

事業者名 社会福祉法人 興寿会
興寿苑 訪問看護ステーション

代表者氏名 理事長 坪内 正 印